

離婚届の記入例

※協議離婚の場合

◇問合せ先◇大野城市役所 総合窓口センター
092-580-1844(直通)

※裁判離婚の場合持参するものや記入方法が異なりますので、事前に担当までお問い合わせください。

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】
夫妻のうち、戸籍の筆頭者でない方(婚姻により氏を改めた方)は、原則として婚姻前の氏に戻ります。ただし、希望により婚姻中の氏をそのまま使うこともできます

(婚姻前の氏にもどる場合)
●もとの戸籍にもどる…
→婚姻前の本籍・筆頭者を記入してください。
※現在戸籍がある場合に限り、もとの戸籍が除籍となっている場合、もどることはできないので「新しい戸籍をつくる」にします
●新しい戸籍をつくる…
→希望する本籍を記入してください。筆頭者は婚姻前の氏にもどる者の氏名を(氏は婚姻前の氏)を記入してください。

(離婚後も婚姻中の氏を続けて称する場合)
→この欄には何も記入しないでください。
「離婚の際に称していた氏を称する届」を記入のうえ離婚届と同時に提出してください。
※離婚届を提出し、一旦婚姻前の氏に戻った場合でも、離婚後3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出すれば、婚姻中の氏を再び使うことができます。

【未成年の子がいる場合】
●この親権について父母のどちらか(単独親権)または父母双方(共同親権)を選択し、該当する欄に子の氏名を(フルネーム)記入してください。

※親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てをしている場合、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に子の氏名(フルネーム)を記入してください。
※親権を指定する審判の確定又は調停の成立後に、親権者指定届をする必要があります。

●親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨にチェックを必ず入れてください。

※親権者を定めても子の戸籍に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させたい場合は、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」の届出が必要です。

離婚届		受理 令和 年 月 日	第 号	通知(送付) 令和 年 月 日	第 号
令和 〇年 〇月 〇日 届出		福岡県大野城市 長 殿	専任調査	戸籍記載	記録調査
夫	おおの たろう	妻	おおの はなこ	夫の職業	妻の職業
氏名	大野 太郎	氏名	大野 花子	夫の職業	妻の職業
生年月日	平成〇〇年 〇月 〇日	生年月日	平成〇〇年 〇月 〇日	夫の職業	妻の職業
住所	福岡県大野城市曙町2丁目2番1号	住所	福岡県大野城市南ケ丘5丁目9番	夫の職業	妻の職業
本籍	福岡県大野城市曙町二丁目2番	本籍	福岡県大野城市南ケ丘5丁目9番	夫の職業	妻の職業
筆頭者の氏名	大野 太郎	筆頭者の氏名	大野 花子	夫の職業	妻の職業
父母及び養父母の氏名	夫の父 大野 一 母 桜子	続柄 長男 長女	妻の父 福岡 大吉 母 梗子	夫の職業	妻の職業
養父母の氏名	養父 養母	続柄 養子 養女	養父 養母	夫の職業	妻の職業
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	成立日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	成立日 年 月 日	認諾日 年 月 日
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる	婚姻前の氏にもどる者の本籍	福岡県大野城市曙町二丁目2番	婚姻前の氏にもどる者の本籍	福岡 花子
未成年の子の氏名	共同親権の場合	未成年の子の氏名	共同親権の場合	未成年の子の氏名	単独親権の場合
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
協議離婚で親権者の定めをした場合	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの真意を合意した。	協議離婚で親権者の定めをした場合	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの真意を合意した。	協議離婚で親権者の定めをした場合	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの真意を合意した。
記入の注意					
◎署名は必ず本人が自署して下さい					
市役所の開庁時に連絡がとれる電話番号の記入をお願いします。					
連絡先 電話() 番 自宅・勤務先・呼出 方					
事件簿番号	住定年月日	夫	年 月 日	妻	年 月 日

届出書はA3サイズで提出してください。
黒のボールペンを使用し、字が消えるボールペンは使用しないでください。
届書の氏名・本籍等は略さずに戸籍のと通りの字体で書いてください。
修正液や修正テープは使えません。

(6)同居の期間	年 月 から 年 月 まで
(7)別居する前の住居	番地 番号
(8)別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9)夫妻の職業	夫の職業
その他	婚姻中の氏で記入してください

届出人署名(※押印は任意)	夫 大野 太郎 印	妻 大野 花子 印
証人(協議離婚のときだけ必要です)	署名(※押印は任意) 大野 一 印	大野 桜子 印
生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	昭和〇〇年 〇月 〇日
住所	成年者2名の署名が必要です	
本籍	番地 番	番地 番

□には、あてはまるものに○の上にするしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担:子の身の回りの世帯を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
親子交流について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 親子交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限らず)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。

【届出できる場所】
◇夫婦の本籍地、所在地
【必要なもの】
◇離婚届1通
◇本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証)
【届出できる日】
◇年中、24時間いつでも可(裁判離婚は確定してから10日以内)
◇開庁時以外の休日や夜間は警備室預かり
※届書に不備がある場合、後日窓口に来ていただくことがあります
【その他手続き】
◇マイナンバーカードの氏名変更等
氏が変わる方がマイナンバーカードをお持ちの場合は記載事項の変更が必要です